

(写)

龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第30号

龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市学校給食センター設置及び管理に関する条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「表の」を削り、同項の表を次のように改める。

名称	位置
龍ヶ崎市学校給食センター	龍ヶ崎市馴馬町3021番地

付 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。